

福岡県公報

令和 6 年 3 月 8 日
第 477 号

目 次

告 示 (第128号 - 第137号)

○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	1
○都市計画の変更	(都市計画課)	2
○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定	(建築指導課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
公 告		
○土地改良区の成立	(農村森林整備課)	4
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	4
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	6
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	10
○県営土地改良事業の換地処分	(農村森林整備課)	10
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11

企 業 局

○落札者等の公示	(企業局管理課)	12
○落札者等の公示	(企業局管理課)	12

監 査 委 員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	13
----------	--------------	----

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表	(医療保険課)	24
---------------------------------------	---------	----

再 掲

○特定危険薬物の指定	(薬 務 課)	25
------------	---------	----

告 示

福岡県告示第128号

福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
548	福岡市博多区東比恵三丁目5-3 安田建物管理株式会社	福岡市博多区千代一丁目2番21号 福岡県立博多青松高等学校校内売店	令和6年2月21日

福岡県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑後中央広域都市計画道路を変更（筑後中央広域都市計画道路 3・5・23-3号若津新茶屋線、3・5・23-4号堤酒見線、3・6・23-5号大川橋新田線、3・3・23-6号中原大橋線、3・6・23-7号小保若津港線、3・4・23-9号宮内北酒見線、3・3・23-10号堤上野線、3・1・23-11号三丸堤線、3・4・23-12号上野鐘ヶ江線、3・4・23-16号中野鐘ヶ江線、3・3・23-17号大川大木線、3・3・23-18号大橋三丸線、3・5・23-19号大野島インター線の変更）

福岡県告示第130号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の7第1項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関の指定の更新をしたので、次のとおり公示する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定構造計算適合性判定機関の名称	指定構造計算適合性判定機関の住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	指定の更新年月日
福岡県知事第4号	九州住宅保証株式会社	福岡市中央区薬院一丁目13番8号	福岡市中央区薬院一丁目13番8号	令和6年3月3日

福岡県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田植木線	大牟田市新勝立町五丁目16番20先から 大牟田市新勝立町五丁目5番16先まで

福岡県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田高田線	前	大牟田市大字岩本117番先から 大牟田市大字岩本182番1先まで	7.4 ～ 11.8	250.0
			後	大牟田市大字岩本117番先から 大牟田市大字岩本182番1先まで	10.4 ～ 16.7	250.0

福岡県告示第133号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川喜多良字荒谷791

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第134号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡築上町大字寒田325の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第135号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡築上町大字山本8、9

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
田川郡添田町大字津野字黒松ヶ谷5527（次の図に示す部分に限る。）、字板椎5529の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	古賀市新原808番1先から 古賀市新原696番1先まで	4.2 ～ 18.5	489.8

福岡	県道	町川原 赤間線	前	古賀市新原806番1先から 古賀市新原696番1先まで	13.5 ～ 42.8	414.1
			後	古賀市新原806番1先から 古賀市新原696番1先まで	13.5 ～ 42.8	414.1

公告

公告

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
安武地区土地改良区	令和6年2月26日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人ロングライフサポート協会	福岡市博多区博多駅前 三丁目19-14ビーエス ビル博多3階A2号	福岡市博多区博多駅前 三丁目19-14ビーエス ビル博多3階A2号	令和6年2月21日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

各戸配布広報紙「福岡県だより」の製作及び配送業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者(特別の理由がある場合を除く。)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
- ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
- ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)

カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。))と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)

エ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票(様式第4号)

- ケ 営業概要表（様式第5号）
 - コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
 - セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
 - ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和6年3月26日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月末日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

各戸配布広報紙「福岡県だより」の製作及び配送業務

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から令和7年5月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月12日福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、令和6年3月26日（火曜日）までに次の部局へ提出すること。

- ・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和6年4月17日 (水曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
03	02	活版印刷	A A
13	06	広告宣伝	A A

- (2) 過去2年間に同種・同程度の業務実績を有する者

- (3) (2)の同種・同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。

イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物 (チラシ、ポスター等は含まない。) を継続して (1年間に2回以上) 製作したことがあることとする。

- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102 (ダイヤルイン)

ファクス 092-632-5331

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

この公告の日から令和6年4月16日 (火曜日) までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限

令和6年4月16日 (火曜日) 午後5時00分

- (3) 提出方法

直接 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

- 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務部会議室 (地下1階)

- (2) 日時

令和6年4月17日 (水曜日) 午前10時00分

- 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在の場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積金額 (この号において「見積金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの見積

金額（消費税及び地方消費税を含む。）に13,139,280（令和5年5月から令和6年3月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（令和6年7月から令和7年5月までの発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。）

(2) 契約保証金

契約金額（この号において「契約金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に13,139,280（令和5年5月から令和6年3月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（令和6年7月から令和7年5月までの発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。）

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手

続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Publishing of Fukuoka Prefecture's Newsletter and Delivering to Cities, Towns and Villages in the Prefecture.
- (2) Time Limit of Tender
5 : 00 P. M. on April 16, 2024
- (3) Contact Point for the Notice:
Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office,
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3102

公告

宮若市山口土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 6 年 3 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任監事

氏 名	住 所
荒牧 茂嗣	宮若市山口3084番地

公告

両筑土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 6 年 3 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任監事

氏 名	住 所
伊東 功	朝倉市三奈木4419番地 1

公告

上伊加利土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 6 年 3 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
長谷川 義晴	田川市大字伊加利303番地 3
小堤 照泰	田川市大字伊加利148番地 3
長谷川 定利	田川市大字伊加利303番地 1
中井 春美	田川市大字伊加利74番地
長谷川 敬一	田川市大字伊加利479番地
長谷川 利勝	田川市大字伊加利317番地 1
長谷川 辰幸	田川市大字伊加利96番地

2 退任監事

氏 名	住 所
古部 哲志	田川市大字伊加利311番地
小堤 博	田川市大字伊加利2128番地 1

3 就任理事

氏名	住所
長谷川 義晴	田川市大字伊加利303番地 3
長谷川 定利	田川市大字伊加利303番地 1
小堤 照泰	田川市大字伊加利148番地 3
中井 春美	田川市大字伊加利74番地
長谷川 敬一	田川市大字伊加利479番地
長谷川 利勝	田川市大字伊加利317番地 1
長谷川 辰幸	田川市大字伊加利96番地

4 就任監事

氏名	住所
古部 哲志	田川市大字伊加利311番地
小堤 博	田川市大字伊加利2128番地 1
柴田 一明	田川市大字伊加利548番地

公告

行橋市御清水池土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
松本 克己	京都郡苅田町大字上片島1954番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換

地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

換地処分をした地域	換地処分年月日
辻垣・道場寺・高瀬地区	令和6年2月27日

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

川井工業有限公司

(2) 所在地

福岡市西区野方二丁目40番7号

(3) 代表者

代表取締役 川井 光雄

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和6年2月15日

4 処分の理由

川井工業有限公司は、令和6年2月2日午後1時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロ

に該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

大坪建設株式会社

(2) 所在地

福津市高平12番地4

(3) 代表者

代表取締役 大坪 國廣

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和6年2月15日

4 処分の理由

大坪建設株式会社は、令和6年1月25日午前11時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字前津字木ノ下410番1、410番3、410番7、410番8、411番1及び423番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅南六丁目14番35号

ネットトヨタ福岡株式会社

代表取締役 金野 誠

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市日の里九丁目27番2及び27番20から27番23まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市くりえいと二丁目4番32号

有限会社クリエイティブホーム

代表取締役 塚本 喜代志

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市北泉五丁目742番1、742番6及び742番7並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大分県中津市東本町3番地の7
株式会社H.Iコーポレーション
代表取締役 伊藤 博文

企 業 局

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年3月8日

福岡県企業管理者 野田 和孝

- 1 落札に係る特定役務の名称
田川工業用水道に係る施設の運転保守等に関する業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企業局管理課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
令和6年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社ミカサ
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅東一丁目16番14号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
192,500,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和5年12月19日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年3月8日

福岡県企業管理者 野田 和孝

- 1 落札に係る特定役務の名称
鞍手・宮田工業用水道に係る施設の運転保守等に関する業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企業局管理課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
令和6年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社環衛サービス
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅東一丁目2番23号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
325,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和5年12月19日

監査委員

監査公表第12号

令和5年12月26日に提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月8日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 （略）
- (2) 提出年月日 令和5年12月26日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

八女県土整備事務所長が、県道江島筑後線（若菜工区）道路新設工事（3工区）（以下「本件工事」という。）に関して行った、支出負担行為決議書による決裁等に違法又は不当な点があるため、原因の究明、再発防止策の提言等を求めるというものである。

(2) 違法又は不当とする事実及びその理由並びに求める措置

ア 主張1：令和5年2月13日、令和5年4月1日及び令和5年6月15日並びに令和5年8月16日の支出負担行為決議書は知事の決裁印が押印されていないので違法である。

- (ア) 本件工事の当初請負額は、36,630千円である。
- (イ) 請負工事の請負代金を個人資産からでなく税金（予算）から支出するには、支出負担行為決議書に決裁する必要がある。その行為が支出負担行為であ

る。地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第149条で予算の執行は知事の権原と定めてある。また、福岡県事務委任規則（昭和40年福岡県規則第22号。以下「委任規則」という。）第12条の定める別表では、支出負担行為は事務所長に委任されていないので知事自らの権原である。

(ウ) 福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号。以下「財務規則」という。）第88条は、「支出負担行為担当者は支出負担行為をするときは、支出負担行為決議書により決裁しなければならない。」と規定してある。本件工事の場合は、「知事は本件工事の支出負担行為をするときは、支出負担行為決議書により決裁しなければならない。」ということの意味する。

(エ) 福岡県事務決裁規程（昭和40年福岡県訓令第5号。以下「事務決裁規程」という。）第23条第1項1号財務担当所長専決事項のホに、「委任規則第十二条第一項第七号に定めるもののほか、別表七に定めるところにより、財務担当所に属する予算の範囲内で、財務規則第八十八条に規定する支出負担行為を行うこと（財務規則第八十九条に規定する支出負担行為の変更又は取消しを行う場合を含む。）及び財務規則第四百二十二条の規定に基づく事前決裁を行うこと。」と規定してある。別表7には、3,000万円以上の支出負担行為は事務所長の専決事項となっている。つまり、本件工事の支出負担行為の決裁は、事務所長の専決事項となる。

(オ) 委任規則第2条に、専決とは「知事若しくは会計管理者の権限に属する事務又は法令の規定に基づき出先機関の長の権限に属する事務又は知事若しくは会計管理者から委任を受けた者の権限に属する事務を、常時それらの者に代わって決裁することをいう。注）専決とは、行政庁の補助機関が行政庁の名において決定を行うこと」と規定してある。

同様に鳥取県事務処理権限規則第2条の(2)に、専決とは「常時知事に代わって知事の名において決裁することをいう。」と規定してある。

要約すれば、県庁（知事）の補助機関である事務所（事務所長）が、常時知事に代わって知事の公印を使用して決裁することである。

(カ) しかるに、令和5年2月13日、令和5年4月1日及び令和5年6月15日並びに令和5年8月16日に支出負担行為決議書が起案され、同日に事務所長が

事務所長印で決裁して完結している。知事印が押印されずに完結している。

なお、これらの支出負担行為決議書は公文書開示請求により提出されたものであり、これ以外の支出負担行為決議書は存在しない。知事の権限である支出負担行為決議書が施行されていないにも関わらず、令和 5 年 3 月 3 日に前払金、令和 5 年 9 月 5 日に完成代金が支払われている。知事が支出負担行為決議書に決裁していないのに、事務所長が支出命令書に決裁して出納員に対して支出命令することはできない。

(キ) 支出負担行為決議書の決裁が行われていないのに、税金（予算）から前払金及び請負代金が支出された行政行為（決議書及び支払い）は重大かつ明白な「主体のない瑕疵」であり違法（無効）である。従って、予算から支出できない状況では、公金から請負代金を支払うことはできない。法第 2 条第 17 項は、法令に違反した行為は「無効」と規定している。

そもそも、規則は、知事はその権限に属する事務について制定した法令である。一方、規程は、知事が法律、条例、規則などの範囲内で定めたもので、組織上の事務処理手続その他事務処理上必要な事項を定めた命令であり職員に対する指揮監督権の一つである。財務規則（第 88 条）は法令であることから、法令に違反した行政行為は違法である。本件工事は「専決」の使い方で誤謬を犯しているものと推察される。

(ク) なお、契約書は、契約当事者（知事と請負者）における約束事（義務や権利）を相互に確認し、それを履行させるために、後日の証拠として文書にしたものであり、契約書の署名捺印で支出負担行為の決裁と見なすことにはならない（請負代金を予算から支出する根拠とはならない）。また、知事が定めた規則に抗うような内部運用（部長通達等）が存在することはあり得ない。

イ 主張 2：令和 5 年 2 月 13 日の契約は、工期が翌年度にまたがるにもかかわらず、2 カ年分の支出負担行為決議書が決裁されていない行為は違法である。

(ア) 財務規則第 88 条に、「支出負担行為担当者は支出負担行為をするときは、支出負担行為決議書により決裁しなければならない。」と規定している。また、財務規則第 87 条に、「支出負担行為担当者は、歳出予算の配当額、配付

額又は令達額の範囲内において支出負担行為をしなければならない。」と規定してある。

(イ) 本件工事は、令和 5 年 2 月 13 日に、請負代金 36,630 千円、工期令和 5 年 2 月 14 日～令和 5 年 9 月 11 日で請負者と契約締結した。また、令和 5 年 2 月 13 日、支出負担行為決議書において、支出負担行為額 36,630 千円、かつ、令和 4 年度歳出予算で決裁した。

(ウ) 支出負担行為とは、「請負工事において、金額を定めて契約を締結し、その契約が履行されたときに、当該地方自治体に支払義務が生じることが決まったときに、当該金額を予算から差し引くこと。」をいう。支出負担行為決議書に決裁をとることによって、知事の確認および支出負担行為（請負代金を予算から支出する）の決議を行っている。建前上は、契約行為等の前（つまり、入札執行等によって金額等が確定した後かつ契約書調印等の前）に確認および決議を終了する必要があるが、福岡県では実務上、契約を行った日と同日に支出負担行為決議書の決裁を行っている。

本件工事は契約書の工期は令和 4 年度～令和 5 年度にまたがっている。つまり、支出負担行為決議書の支出負担行為額は令和 4 年度分と令和 5 年度分の 2 カ年分の合計額となる必要がある。本件工事を翌債工事で発注することは財務省の翌債承認（令和 4 年 12 月 27 日）で認められており、また予算の繰越も県議会の補正予算（繰越明許費）議決（令和 4 年 12 月 20 日）で認められている。令和 4 年度歳出分と令和 5 年度歳出分から支出できる措置は既に講じてある。

(エ) 2 カ年分の支出負担行為が必要なのに、令和 4 年度歳出予算のみの支出負担行為決議書しか決裁されていないのは、重大かつ明白な「内容の瑕疵」である。財務規則（第 88 条）に違反した行為は違法（無効）である。法第 2 条第 17 項は、法令に違反した行為は「無効」と規定している。

(オ) なお、入札に係る指名業者に対しては、入札説明書又は現場説明書に入札条件として例えば、「令和 4 年度の支払限度額は 14,640 千円であり、残金は令和 5 年度に支払う予定である。」と明示すれば予算と入札条件が一致して適正な入札が可能となる。

(カ) また、県の補正予算において、繰越承認された予算は、既に繰越明許費として令和4年度歳出予算から令和5年度歳出予算に移動しており、当初の令和4年度歳出予算より減額になっており、令和4年度末の福岡県全体の道路改良費に係る令和4年度支出負担行為額を合計すると、令和4年度歳出予算の合計額を21,990千円(36,630千円(請負額) - 14,640千円(前払金))オーバーする計算となることは明らかである。

令和5年3月31日時点で支出負担行為額が歳出予算を上回ることになり、法第232条の3及び財務規則第87条違反となる。

ウ 主張3：令和5年4月1日の支出負担行為決議書決裁は、その行為の前提となる支出負担行為(契約)が存在しておらず違法である。

(ア) 財務規則第88条第1項に、「支出負担行為担当者は支出負担行為をするときは、支出負担行為決議書(様式第七十六号)により決裁しなければならない。」と規定してある。

重要なことは、支出負担行為(請負契約)として予算から支出する手法が支出負担行為決議書に決裁するということである。支出負担行為決議書の決裁のタイミングは、契約締結の以前でも将来でもない契約締結と同時のタイミングである。

しかし、令和5年4月1日に本件工事の支出負担行為(変更契約)は行われていない。

よって、支出負担行為決議書のみで決裁・施行した事実は「内容の瑕疵」であり違法(無効)である。法第2条第17項は、法令に違反した行為は「無効」と規定している。

(イ) 仮に、支出負担行為決議書に知事が決裁したものと仮定して以下を考察する。

例えば、令和5年2月13日に、令和4年度歳出予算で請負金額と同じ36,630千円で決裁した。令和5年3月3日に、支出命令書により前金払として14,640千円を支出した。残額の21,990千円については支出しなかった。「会計年度独立の原則(法第208条第2項、財政法第12条)」より、残額は不用額として国及び県に返還することになる。従って、令和5年4月1日の支

出負担行為額は「0」である。

正しい手続きとして、令和5年2月13日に令和4年度歳出分の支出負担行為額として14,640千円の支出負担行為決議書が決裁され、令和5年3月31日までに残額分の支出負担行為額として21,990千円の支出負担行為決議書(令和5年度歳出分)が決裁されたと仮定したら、実務上は契約を行った後の事後処理として令和5年度歳出分の支出負担行為決議書に決裁したと説明できると推察する。

しかし、令和5年2月13日の令和4年度歳出分の支出負担行為額が36,630千円では令和5年度歳出分の残額は「0」であることから、令和5年4月1日の令和5年度歳出分の支出負担行為決議書の正当性を論理上説明することができない。令和5年4月1日の支出負担行為決議書を決裁する時期は、当初契約が締結された令和5年2月13日である。

(ウ) 福岡県は、「システム上、4月1日にならないと支出負担行為決議書が決裁できない。」と主張するが、令和4年12月27日に財務省の翌債承認が、また、令和4年12月20日に県議会の補正予算(繰越明許費)議決が既に行われている。

その後、事務所において土木情報システムに、令和4年度歳出及び令和5年度歳出に係る令達要求額を登録する方法で令達要求して、総務課長が財務規則第25条に基づき財務担当所長において執行すべき予算を令達する。その後、事務所長が知事印を使用して令和4年度歳出及び令和5年度歳出に係る支出負担行為決議書を決裁すれば何ら問題はない。知事が定めた財務規則に従えないような土木情報システムが存在することはあり得ない。プログラムミスか入力ミスのどちらかと推測される。

エ 主張4：令和5年8月23日、事務所長宛ての工事完成通知書を受領したのは手続きの瑕疵であり不当である。

(ア) 工事請負契約書第32条には、「請負者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。」と規定してある。本件工事は、知事契約工事であり、発注者は知事である。また、財務規則第179条にも同様な規定がある。にもかかわらず、令和5年8月23日の完成通知書は事務所長名

で提出されている。

事務所の主張は、「本庁から「県土整備部出先機関工事施行事務取扱要領（以下「県土出先要領」という。）」は知事契約にも事務所契約にも適用できる、との指導を受けている。県土出先要領第21条に基づき事務所長宛での完成届を受理したものである。本庁が知事契約にも適用できると指導している限り、事務所は本庁に従うしか方法はない。」とのことである。

(イ) そもそも、工事請負契約書第1条第2項に、「請負者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。」と規定してある。

(ウ) 工事完成したら請負代金を支払うという約束を実効するための重要な書類が完成通知書である。財務規則第179条に基づき工事完成が知事に届出されない限り、財務規則第180条に基づき、知事又は検査員は竣工検査を実施することも検査合格通知書を作成することもできない。その場合、請負代金の支払いもできないことになる。

(エ) 農林部局の工事関係書類の（様式31）の提出先は「福岡県長 殿」と明記しており、事務所契約でも知事契約でもどちらも対応できるよう作成してある。

県土整備部局の工事関係書類の（様式29）の提出先は「福岡県〇〇県土整備事務所長 殿」と明記しており、事務所契約のみに使用できるよう作成してある。公共工事を担当する両部局で整合性が図られていない。受注者が錯覚しないよう様式の統一を図る必要がある。

監督員や検査官はチェックする立場にあるにもかかわらず訂正されずに接受して、竣工検査を完了している。請負代金払いの根拠となる完成通知書をなぜ事務所長宛てに作成するのか、その理由は福岡県が発出した「工事様式」に起因するのか？それとも本庁の指導によるものか？

(オ) 請負代金の支払いには、請求書のほかに竣工検査調書と検査合格通知書が証拠書類として添付され保存される。完成通知書は証拠書類には添付されないが、間違った完成通知書を受け取った行為は「内容の瑕疵」であり、違法とは言えないが不当である。

オ 上記の行為により生じている損害

本件工事の契約金額 45,054.9千円

カ 監査委員に求める措置の内容

(ア) 主張1の論点は、本件工事に係る「支出負担行為は知事の権能」である。根拠法令は法第149条であり、委任規則においても事務所長に事務委任していない。事務決裁規程においても「知事の専決」としている。

監査基準第18条第1項(6)の「監査等の結果」を明瞭にするため、「監査等の結果に関する報告等」の判断を作成するに当たっては、最初に「①行政行為の瑕疵（瑕疵が重大かつ明白かどうか?）」に関する監査委員の判断基準となる根拠法令を明確にし、次に「②福岡県が主張する法令根拠を調査し、その後、一方の主張の非合理性と他方の主張の合理性を、両論併記して整理することを請求します。主張2～4についても、同様の順番での整理を請求します。

(イ) 行政契約において、予算（支出負担行為）と契約（契約書）は「一丁目一番地」であるため、事務所長の決裁前に複数の者が決裁しておりチェック体制は十分整備されている、が機能していない。また、建前上本庁（県土整備部原課）は事務所を指導監督する立場にあり、さらに本庁の慎重な審査があれば防げたかもしれないが、本件工事のようなケースでは予算及び契約の内容を本庁が審査できない制度になっている。

例えば、変更契約書の文中は、「請負者」を使用し、押印欄は「受注者」を使用している。矛盾が生じているにも関わらずチェックがなされていない。ということは、他の事務所でも同様な手続きが行われていることが推測される。監査委員にあっては請求人の主張毎に、県内の各県土整備事務所がどのような状況であったか調査することを請求します。

例えば、八女県土整備事務所が担当した令和2年度翌債工事を確認しても、主張1～4と同様な契約手続きが散見されます。

そのため、将来にわたって手続きの瑕疵が繰り返されないように、原因を究明し、再発防止対策を提言されることを請求します。

第2 請求の要件審査

本件請求は、法第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和5年12月26日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件工事について、支出負担行為決議書の決裁等に違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

県土整備部（県土整備総務課、企画課、道路建設課及び八女県土整備事務所）を監査対象機関とした。

3 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、令和6年1月26日付けで知事から以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

ア 本件工事については、法等の関係法令・規則等に基づいて支出負担行為等に係る事務処理が行われており、契約手続きの瑕疵はないと判断する。

イ 本件完成通知書において、工事名称や工期等に誤りは認められず、本件工事の完了を届け出るとい受注者の意思表示に影響を及ぼすものではないことから、手続きの瑕疵はないと判断する。

(2) 請求事実の認否及び弁明の理由

ア 「主張1：令和5年2月13日、令和5年4月1日及び令和5年6月15日並びに令和5年8月16日の支出負担行為決議書は知事の決裁印が押印されていないので違法である。」について

(ア) 第1の2(2)ア(ア)の事実は認める。

(イ) 第1の2(2)ア(イ)の支出負担行為の定義に係る記載は、一般論としては認める。

しかし、法第149条には、「予算の執行は知事の権原」ではなく、「知事の担任する事務」と定められている。また、委任規則第12条第1項第7号で定める別表では、3,000万円未満の工事請負費に係る支出負担行為については、知事から財務担当所長へ委任されている。

(ウ) 第1の2(2)ア(ウ)の財務規則に係る記載は認める。

しかし、本件工事の場合は、工事請負費が約3,600万円であり、3,000万円以上であることから、事務決裁規程第23条第1項第1号ホで定める別表7により、知事に代わって財務担当所長が支出負担行為を行っているものである。

(エ) 第1の2(2)ア(エ)の記載は認める。

(オ) 第1の2(2)ア(オ)の委任規則に係る記載は認める。

しかし、「要約すれば」以降の記載は否認する。本県において、「知事の公印を使用して決裁することである。」との規定はない。

なお、事務決裁規程第2条第2号において、専決についての定めがあり、同条第1号において決裁とは『知事若しくは会計管理者又はそれらの補助機関が、意思表示により、委任若しくは専決権の授与又は法令の規定によりその権限に属する事務の処理について最終的決定を行なうことをいう。』と定められている。

また、鳥取県事務処理権限規則に係る記載は本件と何ら関連性がない。

(カ) 第1の2(2)ア(カ)のうち、「しかるに、」から「存在しない。」までの記載は認める。

しかし、「知事の権限である」以降の主張は否認する。第3の3(2)ア(ア)～(オ)のとおり、本件については、財務規則、委任規則及び事務決裁規程に則り、支出負担行為決議書を八女県土整備事務所長が決裁するなど、適正な事務処理を行っており、請求人の主張には理由がない。

(キ) 第1の2(2)ア(キ)の記載は否認する。

事務決裁規程において、「専決」は、『知事（中略）に代わって決裁すること』と定義されており、また、事務決裁規程第23条第1項第1号ホで定める別表7により1件3,000万円以上の支出負担行為は、財務担当所長の専決事項とされている。

本件支出負担行為に係る決裁については、上記規定により権限を有する財務担当所長である八女県土整備事務所長が決裁を行っているため、法令等違反はない。

(ク) 第1の2(2)ア(ク)の記載は、一般論としては認める。

以上のことから、本件の各支出負担行為に違法な点は認められず、請求人の主張には理由がない。

イ 「主張2：令和5年2月13日の契約は、工期が翌年度にまたがるにもかかわらず、2カ年分の支出負担行為決議書が決議されていない行為は違法である。」について

(ア) 第1の2(2)イ(ア)の事実は認める。

(イ) 第1の2(2)イ(イ)の事実は認める。

(ウ) 第1の2(2)イ(ウ)の記載は否認する。

「支出負担行為」は、法第232条の3において『普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）』と定められている。

財務規則第90条第1項で定める別表4では、工事請負費の場合、「支出負担行為として整理する時期」は『契約を締結するとき』、「支出負担行為の範囲」は『契約金額』と定められている。

また、「前年度において支出負担行為が行われたもので繰越分に係る経費」については、財務規則第90条第2項で定める別表5で、「支出負担行為として整理する時期」は『当該繰越分に係る歳出予算の配当又は令達のあつたとき』、「支出負担行為の範囲」は『繰越しをした額』と定められている。

本件については、契約締結時に36,630千円を、繰越予算の令達があった令和5年4月1日に繰越分21,900千円を、支出負担行為決議したものである。

なお、「繰越明許費」は、法第213条において、『年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる』ものとされており、請求人のいう令和5年度歳出分とは、令和4年度歳出予算の一部を繰り越して使用するものである。

(エ) 第1の2(2)イ(エ)の記載は否認する。

本件においては、第3の3(2)イ(ウ)のとおり令和4年度歳出予算の一部を令和5年度に繰り越して使用することが認められている。

また、法第208条の会計年度独立の原則に従い、令和5年度予算を執行することができるようになった令和5年4月1日に、財務規則の規定に則り令和5年度に繰越した予算に係る支出負担行為の整理を行っており、瑕疵はない。

(オ) 第1の2(2)イ(オ)の記載は否認する。

本件は令和4年度末時点において、結果的に前払金分しか支出を行わなかったものであり、支払限度額を設定していない。

また、契約時点において、令和4年度の支払額は確定しておらず、本件において支払限度額を設定する必要はない。

(カ) 第1の2(2)イ(カ)の記載は否認する。

繰越承認された予算は、令和4年度歳出予算から令和5年度歳出予算に移動するものではなく、令和4年度歳出予算の一部を令和5年度に繰り越して執行することが認められたものであり、また、第3の3(2)イ(ウ)及び(エ)のとおり、適切に繰越明許費に係る事務処理を行っている。

以上のことから、令和5年2月13日付けの本件支出負担行為に違法な点は認められず、請求人の主張に理由はない。

ウ 「主張3：令和5年4月1日の支出負担行為決議書決議は、その行為の前提となる支出負担行為（契約）が存在しておらず違法である。」について

(ア) 第1の2(2)ウ(ア)の記載は否認する。

繰越分に係る経費については、財務規則第90条第2項及び別表5に、『当該繰越分に係る歳出予算の配当又は令達のあつたとき』に支出負担行為として整理するものと定められており、予算令達がなされた令和5年4月1日に支出負担行為として整理したものである。

なお、この時点において契約内容に変更はないため、変更契約の必要はない。

(イ) 第1の2(2)ウ(イ)の記載は否認する。

工事請負費に係る支出負担行為については、財務規則第90条第1項及び別表4に、「支出負担行為として整理する時期」は『契約を締結するとき』、「支出負担行為の範囲」は『契約金額』と定められており、本件については

、令和 4 年 12 月 27 日に財務省の翌債承認、令和 4 年 12 月 20 日に令和 4 年 12 月定例県議会の繰越明許費の承認議決を得たうえで、当初契約締結日である令和 5 年 2 月 13 日に契約金額で支出負担行為の整理が行われている。

繰越分に係る経費の支出負担行為については、財務規則別表 5 により、「繰越しをした額」とされており、当初契約額から令和 4 年度に支払われた金額を差し引いた金額で支出負担行為の整理が行われている。

(ウ) 第 1 の 2(2)ウ(ウ)の記載は否認する。

第 1 の 2(2)イ「主張 2 :」に対する弁明(イ)のとおり、令和 5 年 4 月 1 日が到来しなければ令和 5 年度予算に係る支出負担行為の整理を行うことができない。

もっとも、「土木情報システム」とは、県土整備部において工事の進捗を管理するために用いているシステムであり、本県において予算の配付・令達や支出負担行為の事務処理を行うことができるのは「金銭会計システム」である。

以上のことから、令和 5 年 4 月 1 日付け支出負担行為決議書の決裁に、違法な点は認められず、請求人の主張には理由がない。

エ 「主張 4 : 令和 5 年 8 月 23 日、事務所長宛ての工事完成通知書を受領したのは手続きの瑕疵であり不当である。」について

(ア) 第 1 の 2(2)エ(ア)の工事請負契約書及び財務規則に係る記載と令和 5 年 8 月 23 日の完成通知書に係る事実は認める。

請求人は、県土整備事務所の主張について言及しているが、そのような発言を行ったという記録がないことから、事実認定は困難である。

なお、県土出先要領において、契約者名による適用制限はなく、知事名又は事務所長名いずれの契約においても適用することができる。

もっとも、県土出先要領第 21 条は、完成通知書が提出された際に完成検査を行う根拠となる規定であるが、受注者が完成通知書を提出する根拠は、工事請負契約書第 32 条第 1 項である。

(イ) 第 1 の 2(2)エ(イ)の記載は認める。

(ウ) 第 1 の 2(2)エ(ウ)の記載は、一般論としては認める。

(エ) 第 1 の 2(2)エ(エ)の記載は否認する。

請求人の主張は、農林部局の様式は、知事名又は事務所長名のいずれの契約においても使用できるように作成されている一方、県土整備部の様式は、事務所長名の契約でしか使用できないように作成されている旨を述べているものと思われる。

しかし、農林部局の様式に「福岡県長殿」と記載されていることを根拠として、知事名又は事務所長名のいずれの契約においても使用できるものと判断することはできない。

また、県土整備部の様式に記載されている「福岡県〇〇県土整備事務所長殿」は、例として示したものであり、名宛人をあらかじめ限定するものではない。

加えて、委任規則第 14 条第 1 項第 1 号ニにおいて、県土整備事務所長への委任事務として、『しゅん工届を受領したとき、出来高を調査すること』が定められており、県土整備事務所長が完成通知書 (= しゅん工届) を受理することについては、想定されているものといえる。

本件完成通知書は、本件工事の監督を行う八女県土整備事務所長へ提出されていることに加えて、対象工事の名称や工期等に誤りは認められず、本件工事が完成した旨を届け出るという受注者の意思表示に影響を及ぼすまでとはいえない。

(オ) 第 1 の 2(2)エ(オ)の記載は否認する。

請求人は、完成通知書の名宛人が契約書に記載された発注者である『福岡県知事』ではないため、当該完成通知書を受領した行為には瑕疵があると主張するが、第 3 の 3(2)エ(エ)のとおり受注者の意思表示に影響を及ぼすまでとはいえないことから、瑕疵はなく、不当とはいえない。

ただし、知事名の契約において、事務所長宛ての完成通知書を是正させていないことは事実として認められるため、今後周知徹底を図る必要はあるものと思われる。

以上のことから、令和 5 年 8 月 23 日に八女県土整備事務所長宛ての工事完成通知書を受領した行為に不当な点は認められず、請求人の主張には理由が

ない。

オ 「上記の行為により生じている損害」について

否認する。本件において何ら損害は生じておらず、請求人の主張には理由がない。また、今後、損害が生じるおそれもない。

カ 「監査委員に求める措置の内容」について

否認する。既に述べたとおり、本件工事は、関係法令・規則等に基づいて適切な事務処理が行われており、手続きの瑕疵はないから、何らの措置を要しない。

4 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述については、請求人から辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和6年1月16日から同年2月6日にかけて、関係書類の調査・確認及び聴取調査を行った。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査及び確認並びに監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 本件工事の概要

本件工事は、国の社会資本整備総合交付金（以下「本件交付金」という。）を活用して実施する県道江島筑後線（若菜工区）道路新設工事の一部である。

(2) 本件工事の経緯

令和4年12月20日 本件交付金交付申請（知事から国土交通大臣宛）
 12月20日 令和4年度一般会計補正予算（第162号）可決（繰越承認議決）
 12月22日 翌年度にわたる債務負担（以下「翌債」という。）の承認要求書提出
 （支出負担行為担当官（県土整備部長）から福岡財務支局長宛）

12月27日 翌債の承認通知受領（福岡財務支局長から支出負担行為担当官（県土整備部長）宛）

令和5年1月17日 起工伺決裁（八女県土整備事務所長）

・ 工事名：県道江島筑後線（若菜工区）道路新設工事（3工区）
 ・ 工期：210日間
 ・ 認可額又は査定額：50,000,000円
 ・ 実施額：38,649,600円

1月18日 指名競争入札実施通知（八女県土整備事務所長）

・ 起工番号：504-42198-001
 ・ 路線名等：江島筑後線
 ・ 工事個所：筑後市大字若菜
 ・ 工期：契約締結の翌日から210日間

1月20日 本件交付金交付決定（国土交通大臣から知事宛）

（「本交付決定の効力は、令和4年12月2日から生じるものとする。」との記載あり。）

2月2日 指名競争入札実施（請負者決定）

2月13日 工事請負契約締結（発注者（知事）及び請負者）

・ 工期：令和5年2月14日から令和5年9月11日まで
 ・ 請負代金額：36,630,000円
 ・ 工事請負契約条項第32条：請負者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2月13日 支出負担行為決議書決裁（八女県土整備事務所長）

・ 支出負担行為額：36,630,000円
 ・ 目的及び説明：504-42198-001 県道江島筑後線（若菜工区）道路新設工事（3工区）契約締結のため
 ・ 予算種別：現年

3月1日 「請求書（前払金）」通知（請負者から八女県土整備事務所長宛）

- ・ 請求金額：14,640,000円
- ・ 契約日：令和5年2月13日
- ・ 契約金額：36,630,000円

3月3日 前払金（14,640,000円）に係る支出命令書決裁（八女県土整備事務所長）

3月8日 前払金（14,640,000円）支払

4月1日 繰越予算令達を受け、本件工事の明許繰越予算（21,990,000円）に係る支出負担行為決議書決裁（八女県土整備事務所長）

6月14日 起工変更伺（第1回）決裁（八女県土整備事務所長）（差引増減額 7,037,800円）

6月14日 契約内容変更協議伺決裁（八女県土整備事務所長）

- ・ 事由：設計変更
- ・ 変更前請負額：36,630,000円
- ・ 変更後請負額：43,299,300円

6月15日 工事請負変更契約締結（工事請負契約書（第1回））（発注者（知事）及び受注者）（請負代金額36,630,000円を43,299,300円に改めるもの。）

※総務部長通知により、令和5年4月1日から工事請負契約書に係る「請負者」表記を「受注者」表記に改めるととされたことから、工事請負変更契約書は「受注者」と表記。

6月15日 支出負担行為決議書変更決裁（八女県土整備事務所長）

- ・ 変更前支出負担行為額：21,990,000円
- ・ 変更増減額：6,669,300円
- ・ 変更後支出負担行為額：28,659,300円
- ・ 目的及び説明：504-42198-001 県道江島筑後線（

若菜工区）道路新設工事（3工区）明許繰越予算に伴う支出負担行為

- ・ 変更理由：設計変更に伴う支出負担行為
- ・ 予算種別：明許繰越

8月10日 起工変更伺（第2回）決裁（八女県土整備事務所長）（差引増減額 1,852,400円）

8月16日 工事請負変更契約締結（工事請負契約書（第2回））（発注者（知事）及び受注者）（請負代金額43,299,300円を45,054,900円に改めるもの。）

8月16日 支出負担行為決議書変更決裁（八女県土整備事務所長）

- ・ 変更前支出負担行為額：28,659,300円
- ・ 変更増減額：1,755,600円
- ・ 変更後支出負担行為額：30,414,900円
- ・ 目的及び説明：504-42198-001 県道江島筑後線（若菜工区）道路新設工事（3工区）明許繰越予算に伴う支出負担行為
- ・ 変更理由：設計変更に伴う支出負担行為
- ・ 予算種別：明許繰越

8月23日 完成通知書通知（受注者から八女県土整備事務所長宛）

- ・ 工事名：第504-42198-001号 県道江島筑後線（若菜工区）道路新設工事（3工区）
- ・ 請負代金額：45,054,900円
- ・ 契約年月日：令和5年2月13日
- ・ 工期：令和5年2月14日から令和5年9月11日まで

8月30日 完成検査実施（企画課技術調査室工事検査員）

9月1日 完成検査調書決裁（企画課技術調査室長）

9月4日 「請求書（完成代金）」通知（受注者から八女県土整備事務所長宛）（請求金額：30,414,900円）

9月5日 精算払(30,414,900円)に係る支出命令書決裁(八女県土整備事務所長)

9月8日 精算払

(3) 請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア 「主張1：令和5年2月13日、令和5年4月1日及び令和5年6月15日並びに令和5年8月16日の支出負担行為決議書は知事の決裁印が押印されていないので違法である。」について

本件工事に係るこれら4件の支出負担行為決議書の決裁は、いずれも八女県土整備事務所長の私印の押印により行われている。

イ 「主張2：令和5年2月13日の契約は、工期が翌年度にまたがるにもかかわらず、2カ年分の支出負担行為決議書が決裁されていない行為は違法である。」について

工事請負契約日である令和5年2月13日及び繰越予算の令達があった同年4月1日に、八女県土整備事務所長による支出負担行為決議書の決裁が行われている。令和5年2月13日の支出負担行為決議書の「予算種別」欄には「現年」、支出負担行為額は「36,630,000円」と記載され、同年4月1日の支出負担行為決議書の「予算種別」欄には「明許繰越」、支出負担行為額は同年3月8日に支払った前払金額(14,640,000円)を除いた額「21,990,000円」と記載されている。

ウ 「主張3：令和5年4月1日の支出負担行為決議書決裁は、その行為の前提となる支出負担行為(契約)が存在しておらず違法である。」について

本件工事を含む道路事業に係る経費については、令和4年度内に工事及び支払を完了できないことから、令和4年12月県議会定例会において令和4年12月20日に繰越明許費の承認議決を、同月27日に福岡財務支局長の翌債承認を得ている。その上で、本件工事については、当初契約締結日である令和5年2月13日に契約金額(36,630,000円)で支出負担行為の整理が行われている。

また、繰越分に係る経費の支出負担行為については、当初契約金額(36,630,000円)から令和5年3月8日に支払われた前払金(14,640,000円)を差し引いた金額(21,990,000円)で整理が行われている。

エ 「主張4：令和5年8月23日、事務所長宛での工事完成通知書を受領したのは手続きの瑕疵であり不当である。」について

八女県土整備事務所長は、本件工事の受注者から宛名が「福岡県八女県土整備事務所長 殿」と記載された令和5年8月23日付け完成通知書を受領した。これを受け、企画課技術調査室の工事検査員は令和5年8月30日に完成検査を実施し、企画課技術調査室長は同年9月1日に完成検査調書の決裁を行った。その後、八女県土整備事務所長は、受注者から提出された9月4日付け「請求書(完成代金)」に基づき、請負代金(30,414,900円)を支払っている。

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

(1) 「主張1：令和5年2月13日、令和5年4月1日及び令和5年6月15日並びに令和5年8月16日の支出負担行為決議書は知事の決裁印が押印されていないので違法である。」について

ア 事務の委任及び決裁について

(ア) 委任規則について

委任規則は、知事等の権限に属する事務の委任について必要な事項を規定している。

委任規則第12条第1項第7号で定める別表により、知事等は財務担当所長に対し、財務担当所に属する予算の範囲内で、支出負担行為及び支出命令を行う事務を委任するとされている。別表には、「工事請負に係るもの」に関する財務担当所長に対する支出負担行為の委任は、5,000万円未満(ただし、工事請負費については、3,000万円未満とする。)と記載されている。

(イ) 事務決裁規程について

事務決裁規程は、知事等の権限に属する事務及び法令の規定又は知事からの委任に基づき出先機関の長の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を規定している。

事務決裁規程第23条第1項ホでは、委任規則第12条第1項第7号及び事務決裁規程別表7により、財務担当所長は、財務担当所に属する予算の範囲内で支出負担行為を行うこととされている。また、事務決裁規程別表7により

、工事請負費の支出負担行為に係る財務担当所長が行う専決は、3,000万円以上とされている。

なお、専決の定義については、事務決裁規程第2条第2号により、知事等の権限に属する事務等を、常時それらの者に代わって決裁することをいうとされている。

イ 本件工事に係る財務会計事務処理について

以下については、全て八女県土整備事務所長により行われている。

- ① 令和5年2月13日の支出負担行為決議書決裁
- ② 同年4月1日の支出負担行為決議書決裁
- ③ 同年6月15日の支出負担行為決議書変更決裁
- ④ 同年8月16日の支出負担行為決議書変更決裁

①については、支出負担行為額が36,630,000円と3,000万円以上であり、委任規則によると知事の権限に属する事務であるが、事務決裁規程により、八女県土整備事務所長に決裁権限（専決）が認められている。

②については、支出負担行為額が21,990,000円と3,000万円未満であり、委任規則により八女県土整備事務所長の権限に属する事務である。

③及び④については、それぞれの支出負担行為額は、28,659,300円と30,414,900円である。これらは①の当初工事請負額（36,630,000円）から前払金14,640,000円を除いた額に設計変更に伴う増額分を加えた額である。委任規則別表により、支出負担行為の決裁後に、支出負担行為の変更を行う場合には、変更後の支出負担行為の金額が当初の決裁金額を超えることとなるときは変更後の金額に対応する決裁権者の決裁を受けなければならないとされていることから、委任規則及び事務決裁規程により八女県土整備事務所長に決裁権限（専決）が認められている。したがって、八女県土整備事務所長が令和5年2月13日、同年4月1日、同年6月15日及び同年8月16日に決裁を行った支出負担行為決議書に違法性は認められない。

(2) 「主張2：令和5年2月13日の契約は、工期が翌年度にまたがるにもかかわらず、2カ年分の支出負担行為決議書が決裁されていない行為は違法である。」について

ア 予算の繰越しについて

普通地方公共団体の会計年度は、法第208条により、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする（会計年度独立の原則）とされているが、この原則には例外が認められている。

法第213条により、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる（繰越明許費）。

本件工事を含ま道路事業に係る経費については、令和4年度内に工事及び支払を完了できないことから、令和4年12月県議会定例会において、令和4年12月20日に繰越明許費の承認議決を、同月27日に福岡財務支局長の翌債承認を得ている。

イ 本件工事に係る財務会計事務処理について

財務規則第90条及び別表4により、工事請負費に係る支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき」、支出負担行為の範囲は「契約金額」とされ、財務規則第90条及び別表5により、繰越分に係る経費（前年度において支出負担行為が行われたもの）については、支出負担行為として整理する時期は「当該繰越分に係る歳出予算の配当又は令達があつたとき」、支出負担行為の範囲は「繰越しをした額」とされている。

本件工事は、財務規則第90条及び別表4により、工事請負費（36,630,000円）に係る支出負担行為について、契約締結日である令和5年2月13日に支出負担行為として整理が行われ、また、本件工事に係る経費の令和5年度繰越分（21,990,000円）の支出負担行為については、財務規則第90条及び別表5により、当該繰越分に係る歳出予算の令達があつた令和5年4月1日に支出負担行為として整理が行われている。

したがって、本件工事に係る繰越手続は法令に基づき適正に行われていることから、令和5年2月13日付け契約に基づく支出負担行為決議書の決裁に係る事務手続に違法性は認められない。

(3) 「主張3：令和5年4月1日の支出負担行為決議書決裁は、その行為の前提と

なる支出負担行為（契約）が存在しておらず違法である。」について
 上記(2)のとおり、令和 5 年 4 月 1 日の支出負担行為決議書の決裁に違法性は認められない。

(4) 「主張 4：令和 5 年 8 月 23 日、事務所長宛ての工事完成通知書を受領したのは手続きの瑕疵であり不当である。」について

ア 完成通知書について

財務規則第 180 条により、契約担当者は、契約の履行が完了したときは、自ら又は検査員に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査し、契約の履行の完了を確認しなければならないとされている。

県土整備部出先機関における工事の施行に係る事務については、県土出先要領に基づいて取り扱うこととされており、県土出先要領で示された工事請負契約条項第 32 条により、受注者は工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならないとされている。

なお、県土整備事務所では、受注者に対して、工事を完成したときは、県土整備部工事検査事務処理要領様式「完成通知書」を提出するよう指導している。

イ 本件工事に係る完成通知書受領に係る事務手続について

令和 5 年 8 月 23 日付け完成通知書の名宛人は「福岡県八女県土整備事務所長殿」と記載されているが、令和 5 年 2 月 13 日付け工事請負契約書が知事と受注者の間で締結されたこと及び工事請負契約条項第 32 条により、受注者は工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならないとされていることを踏まえると、完成通知書の名宛人は知事であることが適当である。

しかしながら、誤った名宛人が記載された完成通知書の工事名、請負代金額、契約年月日及び工期の欄には正しい内容の記載がなされていることから、完成通知書は、工事が完成した旨を届け出るとい受注者の意思表示に影響を及ぼすほどの瑕疵があるものとはいえない。

したがって、八女県土整備事務所長が工事請負契約の受注者から当該完成通知書を受領し、完成検査や請負代金の支払を行った行為については、不当であるとはいえない。

以上のとおり、本件工事に係る財務事務処理は適正に行われており、県に損害が生じているとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。

雑 報

福岡県国民健康保険運営協議会公告

福岡県国民健康保険運営方針（答申案）及び国民健康保険事業費納付金の算定（答申案）に関する意見募集の結果並びに知事への答申要旨について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成 12 年 2 月 29 日 11 行改推第 92 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 8 日

福岡県国民健康保険運営協議会会長 柴田 洋三郎

1 意見募集の対象

(1) 第二期福岡県国民健康保険運営方針（答申案）

提出された意見の総数 8 件

(2) 国民健康保険事業費納付金の算定（答申案）

提出された意見の総数 1 件

2 意見募集の期間

令和 6 年 1 月 26 日から令和 6 年 2 月 8 日まで

3 意見の要旨

(1) 第二期福岡県国民健康保険運営方針

No	頁	意見の要旨	対応	対応の理由
1	9	○「図表 1-13 令和 3 年度市町村（国保特別会計）の決算状況」について、国・県支出金と国民健康保険事業費納付金の重複する金額を相殺してほしい。	原案のとおり	○ご指摘の図表は、法令等に基づき徴収した保険料（税）や国・県支出金等の歳入を、どのように執行（歳出）したのかを明確にするために、相殺をせずに現在の表記としているものです。

2	9 10	○「図表 1-13 令和 3 年度市町村（国保特別会計）の決算状況」及び「図表 1-14 令和 3 年度県（国保特別会計）の決算状況」について、決算状況の項目別四角枠の高さを決算額に比例させてほしい。	修正	○頂いたご意見を踏まえ、答申案を修正します。
3	17 18	○保険料の算定は、市町村ごとの設定を基本とし、都道府県単位の保険料水準の統一を求めないでください。 ○統一を理由にした保険料減免制度の廃止を行わないでください。（4 件）	原案 の と お り	○今後、本県の国保を取り巻く環境は一段と厳しくなることが見込まれ、本県の国保を将来にわたって安定的に運営していくためには、市町村ごとに支え合う現在の仕組みから、県全体で支え合う仕組みに転換する「保険料水準の統一」が必要です。 なお、統一を進めることにより、保険料が高くなる市町村がある一方、低くなる市町村もあります。保険料が高くなる市町村において、急激な保険料上昇に繋がらないよう、県基金等を活用した緩和措置を確実に講じてまいります。 ○今後、保険料水準の完全統一に向け、保険料減免制度のほか、様々な課題の解決方法を検討してまいります。
4	17 18	○用語の説明が必要です。計算算定の根拠の説明がありません。 ○市町村間の医療費水準と所得水準の格差是正をどうするのか。	一部 修正	○頂いたご意見を踏まえ、第二期福岡県国保運営方針（答申案）に用語の解説や注釈を記載します。 ○頂いたご意見を踏まえ、第二期福岡県国保運営方針（答申案）に医療費水準の格差是正の取組を明記します。具体的には、医療費水準の高い市町村が取り組む保健事業に県が財政的・技術的支援を行うなど、市町村と県が協力して医療費水準の格差是正に取り組んでまいります。 また、保険料における市町村間の所得水準の格差については、保険料水準を統一することにより解消されます。
5		○答申案の議論過程をわかるようにしてください。 ○丁寧な協議会運営をしてください。	原案 の と お り	○第 1 回国保運営協議会の議事録については、2 月 20 日に県ホームページに掲載しました。 ○議事録の掲載も含め、いずれのご指摘も協議会運営に係る貴重なご意見と真摯に受け止め、今後の事務改善に努めてまいります。

(2) 国民健康保険事業費納付金の算定

No	頁	意見の要旨	対応	対応の理由
1	1 ～ 3	○用語の説明が必要です。計算算定の根拠の説明がありません。 ○「医療費水準の格差是正」をどうするのか。その方策が書いてありません。	一部 修正	○頂いたご意見を踏まえ、国民健康保険事業費納付金の算定（答申案）に用語の解説や注釈を記載します。 ○頂いたご意見を踏まえ、第二期福岡県国保運営方針（答申案）に医療費水準の格差是正の取組を明記します。具体的には、医療費水準の高い市町村が取り組む保健事業に県が財政的・技術的支援を行うなど、市町村と県が協力して、医療費水準の格差是正に取り組んでまいります。

4 知事への答申の要旨

意見を踏まえ必要な修正をした後、令和 6 年 2 月 21 日に答申

なお、知事への答申全文については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) を御覧ください。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和 25 年福岡県条例第 46 号）第 4 条第 2 項において準用する同条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第 127 号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成 26 年福岡県条例第 57 号）第 14 条第 1 項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和 6 年 3 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 (8 R) - N - メチル - N - (プロパン - 2 - イル) - 6 - メチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類
- (2) 化学名 2 - { [(4 - ブトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル} - N, N - ジエチルエタン - 1 - アミン及びその塩類
- (3) 化学名 1 - (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール - 5 - イル) - 2 - (プロピルアミノ) ブタン - 1 - オン及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和6年3月7日